(五) 公共施設等の適正管理を推進するため、維持補修に要する経費の財源を充実することとした。

(六) その他制度の改正に伴って必要となる経費及び地方公共団体の行政水準の確保のために必要となる経費の財源を措置することとした。

(七) 臨時財政対策債への振替額に相当する額を控除した額を基準財政需要額とすることとした。

3　基準財政収入額の算定方法の特例（地方交付税法附則第七条の四関係）

平成三一年度において、東日本大震災の被災者等の負担の軽減を図る等のための固定資産税の課税免除の措置等による減収額として総務省令で定める額の一〇〇分の七五の額を加算する特例を設けることとした。

4　特定被災地方公共団体に係る基準財政需要額及び基準財政収入額の算定方法の特例（地方交付税法附則第九条の二関係）

平成三一年度において、特定被災地方公共団体に対して交付すべき普通交付税の額の算定に関し、必要な特例措置を設けることとした。

5　震災復興特別交付税に関する特例（地方交付税法附則第四条及び第一一条～第一五条関係）

(一) 震災復興特別交付税に充てるため、平成三一年度分の地方交付税の総額に三、二四九億九、八九七万八、〇〇〇円を加算することとした。

(二) 平成三一年度分として交付すべき普通交付税の総額及び特別交付税の総額の特例を設けることとした。

(三) 平成三一年度震災復興特別交付税額については、東日本大震災に係る復興事業等の実施状況を勘案して、当該額の一部を平成三一年度中に交付せずに、当該交付しない額から、平成三〇年度の当初予算で地方交付税の総額に加算し、平成三一年度に繰り越した震災復興特別交付税の額のうち平成三一年度に交付しない額を控除した額を、平成三二年度分として交付すべき地方交付税の総額に加算して交付することができることとするとともに、同年度分として交付すべき普通交付税の総額及び特別交付税の総額の特例を設けることとした。

(四) 平成三一年度及び平成三二年度における震災復興特別交付税の額の決定時期及び決定時期ごとに決定すべき額の特例を設けることとした。

(五) 平成三一年度及び平成三二年度における普通交付税の交付時期ごとに交付すべき額の特例を設けることとした。

(六) 平成三一年度及び平成三二年度において、東日本大震災に係る復興事業等の事業の実績等を勘案し、地方公共団体に交付すべき震災復興特別交付税の額を増加し、又は減少すべき額があるときは、当該額を震災復興特別交付税の額に加算し、又はこれから減額することができることとした。

二　地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正関係

自動車税の環境性能割及び軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減を行うことによる地方公共団体の減収額を埋めるため、自動車税減収補塡特例交付金及び軽自動車税減収補塡特例交付金を創設することとした。（第一条、第二条、第三条の二及び第三条の三関係）

三　この法律は、平成三一年四月一日から施行することとした。

◇所得税法等の一部を改正する法律（法律第六号）

（財務省）

一　所得税法の一部改正関係

1　居住者の仮想通貨につき事業所得の金額又は雑所得の金額の計算上必要経費に算入する金額を算定する場合におけるその算定の基礎となるその年一二月三一日において有する仮想通貨の価額は、その者が仮想通貨について選定した評価の方法により評価した金額（評価の方法を選定しなかった場合等には、一定の方法により評価した金額）とするほか、仮想通貨を棚卸資産の範囲から除外することとした。（所得税法第二条及び第四八条の二関係）

2　居住者が納付する森林環境税及び森林環境税に係る延滞金の額は、必要経費に算入しないこととした。（所得税法第四五条関係）

3　株式交換等に係る譲渡所得等の特例の対象となる株式に、株式交換完全親法人との間にその株式交換完全親法人の発行済株式等の全部を間接に保有する関係がある法人の株式以外の資産が交付されない場合のその法人の株式を加えることとした。（所得税法第五七条の四関係）

4　居住者の配偶者が、給与所得者の扶養控除等申告書若しくは従たる給与についての扶養控除等申告書又は公的年金等の受給者の扶養親族等申告書に記載された源泉控除対象配偶者がある者として給与等又は公的年金等に係る源泉徴収の規定の適用を受けている場合（当該配偶者が、その年分の所得税につき年末調整の適用を受けた者である場合又は確定申告書の提出をし、若しくは決定を受けた者である場合を除く。）には、その居住者は、確定申告において配偶者特別控除の適用を受けることができないこととした。（所得税法第八三条の二関係）

5　確定申告書の記載事項及び添付書類について、次の措置を講ずることとした。

(一) その年において支払を受けるべき給与等で年末調整の適用を受けたものを有する居住者が確定申告書を提出する場合には、当該確定申告書の記載事項のうち一定のものについては、一定の簡便な記載によることができる。（所得税法第一二〇条、第一二二条、第一二五条及び第一二七条関係）

(二) 給与所得、退職所得及び公的年金等の源泉徴収票については、確定申告書に添付し、又は確定申告書の提出の際提示することを要しない。（所得税法第一二〇条関係）

6　遺産分割等があった場合の修正申告の特例について、遺留分制度の見直しに伴う所要の措置を講ずることとした。（所得税法第一五一条の六関係）

7　集団投資信託の収益の分配に係る源泉徴収税額から控除することとされているその集団投資信託の信託財産について納付した所得税の額について、当該所得税の課せられた収益を分配するとしたならば当該収益の分配につき所得税を徴収されるべきこととなるものに対応する部分（収益調整金のみに対応する部分を除く。）の額に限ることとした。（所得税法第一七六条及び第一八〇条の二関係）

8　給与所得者の扶養控除等申告書若しくは従たる給与についての扶養控除等申告書又は公的年金等の受給者の扶養親族等申告書（以下「扶養控除等申告書等」という。）を提出した居住者（以下「対象居住者」という。）の当該扶養控除等申告書等に源泉控除対象配偶者である旨の記載がされた配偶者（以下「対象配偶者」という。）が、当該対象居住者を、当該対象配偶者の提出した扶養控除等申告書等に記載された源泉控除対象配偶者として給与等又は公的年金等に係る源泉徴収の規定の適用を受ける場合には、当該対象配偶者は当該対象居住者の提出した扶養控除等申告書等に源泉控除対象配偶者である旨の記載がされていないものとして、給与等又は公的年金等に係る源泉徴収の規定を適用するほか、所要の措置を講ずることとした。（所得税法第一八六条の二、第一九〇条、第二〇三条の四及び別表第二～別表第四関係）

9　公的年金等（公的年金等の受給者の扶養親族等申告書（以下「扶養親族等申告書」という。）の提出をすることができないものを除く。以下同じ。）の源泉徴収について、次の見直しを行うこととした。（所得税法第二〇三条の三及び第二〇三条の六関係）

(一) 公的年金等の支払を受ける居住者で当該公的年金等について扶養親族等申告書を提出していないものに対し、当該公的年金等の支払者が支払う当該公的年金等について源泉徴収すべき税額は、当該公的年金等の金額から公的年金等控除及び基礎控除に対応する控除の月割額（その月割額が最低保障額に満たない場合には、最低保障額）に当該公的年金等の金額に係る月数を乗じて計算した金額を控除した残額に、五パーセントの税率を乗じて計算する。

(二) 公的年金等の支払を受ける居住者が提出する扶養親族等申告書については、その者の押印に代えて、その者の自署によることができる。